

2 人事行政の運営等の状況



(平成 29 年度更新の新はしご車)

人事行政の運営等の状況

富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下、「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例第3条及び第5条各号の項目について、本消防年報に掲載する。

なお、条例第2条及び第4条の規定により、本消防年報に関しては、平成29年度の人事行政の運営等の状況について、掲載する。

任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用者数

平成28年度は、新規採用職員に限らず全職員が構成市町からの派遣。平成29年度から、全職員が組合職員となる。

区分	人数
	平成29年4月1日付け採用
消防吏員	消防組合
	249【1】

※【】は内数で再任用職員を示す

(2) 職員数

区分	職員数（人）	
	平成29年度	平成28年度
消防職員	249【1】	242
うち女性職員	4	4

※【】は内数で再任用職員を示す

(3) 再任用の状況

職種	平成29年度	平成28年度
消防吏員	採用者数 (平成29年4月1日)	採用者数 (平成28年4月1日)
	1	—
	任期更新 (平成29年4月1日)	任期更新
	0	—
		任期満了 (平成29年3月31日)
		—
		途中退職 (平成28年度)
	—	

人事評価の状況

(1) 人事評価の実施状況

平成28年度は、全職員が構成市町からの派遣であり、派遣元の人事評価を実施。

給与の状況

(1) 人件費の状況

(平成28年度決算)

管内住民基本台帳人口 (人) (平成29年1月1日現在)	歳出額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
205,925	2,272,951	1,891,988	83

(2) 職員給与費の状況

(平成28年度決算)

職員数 A (人)	給与費 (千円)				一人当たり 給与費 B/A (千円)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	
242	0	17,842	0	17,842	74

※平成28年度は構成市町より派遣のため、特殊勤務手当以外の計上なし

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額等の状況

(平成29年4月1日現在)

平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
37.4	303,971	353,399

(4) 職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	191,300円	172,900円	155,800円

(5) 級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	標準職務内容	階級	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	消防士の職務	消防士	19	7.7
2級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	消防士 消防副士長	68	27.4
3級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務	消防副士長 消防士長	41	16.5
4級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務	消防士長 消防司令補	38	15.3
5級	係長、副分遣所長又は主任の職務	消防司令補	36	14.5
6級	統括主幹、課長補佐、室長、当直司令、分遣所長又は主幹の職務	消防司令	32	12.9
7級	1 課長又は消防署長の職務 2 課長、副参事又は消防副署長の職務	消防司令長 消防監	12	4.9
8級	1 消防長の職務 2 消防次長又は参事の職務	消防監 消防正監	2	0.8

(6) 職員の手当の状況

平成28年度、職員は構成市町より派遣のため、以下の手当は派遣元より支給。

・ 期末手当、勤勉手当
・ 地域手当
・ 時間外手当
・ その他の手当 (休日勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、宿日直手当、管理職特別手当)
・ 退職手当

(7) 特殊勤務手当

(平成28年度決算)

支給実績	17,842千円
支給職員1人当たり平均支給年額	73,725円
職員全体に占める手当支給職員の割合	85%

手当の名称	支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	
消防手当	災害が発生した場所又は災害が発生するおそれのある場所で消防業務に従事した者	291千円	
	深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう)に消防業務に従事した者	5,927千円	
	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事する者	919千円	
	救急業務に従事した者	重傷者の救急業務	818千円
		上記以外の救急業務	333千円
深夜勤務手当	交代制勤務を行う者のうち、深夜に消防業務に従事した者	2,672千円	
救急出動手当	救急業務に従事した者	4,441千円	
救急救命士手当	救急救命士法(平成3年法律第36号)による救急救命士免許を有し、救急救命業務に従事した者	1,701千円	
		740千円	

※平成28年度は構成市町より派遣のため、各市町の特殊勤務手当支給基準で支給

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

区分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	4 週間を平均して 1 週間につき 38 時間 45 分とし、午前 8 時30分までの間において、所属長が定める。
休憩時間	正午から午後 1 時まで	勤務時間の途中において 1 時間ずつ 2 回とする。また、午後 8 時から翌日午前 7 時30分までの間において 6 時間30分の睡眠時間を与えるものとし、その割振りは、所属長が定める。
週休日	日曜日及び土曜日	4 週間当たり 8 日とし、その割振りは、所属長が定める。

情報公開請求の状況

(平成29年度)

公開請求件数	2 件
義務的開示	2 件
任意的開示	件
請求に対する処理状況件数	2 件
全部開示	件
一部開示	2 件
請求拒否	件
請求取下げ	件
その他	件